

# いじめ防止基本方針



掛川市立大渕小学校

## いじめの定義

被害児童と一定の関係にある児童が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（ネット上の行為も含む）であり、被害者が心身の苦痛を感じているものとする。被害者本人の意識を重視する。

## 大湊小職員共通の認識

- ・いじめは人間として絶対に許されない。
- ・いじめは、人間関係に未熟な子どもたちが、よりよい成長の過程で経験するものであり、起こりえるものである。また、当該児童のよりよい成長のための指導の場である。
- ・学習集団育成の視点から、当該児童だけでなく学級・学校全体の問題として所属集団全員で解決を図る。
- ・いじめ問題は、被害者の立場に立って行い、早期にストレスの解消を行う。
- ・いじめ問題には、組織で対応する。特に家庭との連携には配慮する。

## 基本理念

### 開発的生徒指導による、学習集団の育成

本校は、子ども一人一人の成長に寄り添う開発的生徒指導と学習集団育成を生徒指導の柱とする。学習集団育成とは、一人一人がよりよい学校生活（学校という社会）を築く主人公として機能し合う集団を育成することである。

社会の中では力関係に差は存在する。人間社会は、力関係により、秩序の維持や機能の効率化が図られている。その力が不適切に作用したものが「いじめ」、「パワーハラスメント」である。健全な社会の中では、適切な力に発揮が発揮され、あるいは管理できるようにすることが必要である。力の使用の経験が浅くスキルに未熟な子ども社会の中では、「いじめ」が起こるのは必然であり、「いじめ」への対処を通して必要なスキルを習得させる機会でもある。わたしたちは、「いじめ」を受け入れ、子どもを高める好機として積極的に指導に関わっていく。めざす学習集団の姿を具体的に描き、あるべき方向に進もうとする趨勢を見取り価値付け、子どもの対処能力を高めていく、開発的生徒指導を基本姿勢としていじめ問題に取り組んでいく。

## □校内の体制

### 1 組織

校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭が中心となり、スーパーバイザー（土屋相談員）、スクールカウンセラーを加え、アセスメント～プランニングを行い、全校職員の協力を得ながら、支援～確認、見届けを行っていく。

### 2 研修

- ① 授業研究；指導案に、この単元でどのように学習集団を高めていくのかを明記する。授業を通して学習集団育成に努める。
- ② 児童理解；具体的な子どもの表れを常に職員室の話題とし、子どもの表れで実践を語り合う職員集団であることを心がける。
- ③ 生徒指導研修；年3回、かがやく子研修（生徒指導研修）を位置づけ、職員の資質や能力を高め合う。  
また、特別な支援を要する子どもについて情報交換し合い、職員共通の認識の上で、開発的生徒指導に当たる。
- ④ 学級経営研修；7月末までに各教室の経営を参観しながら、学級経営の現状について学び合う場を設ける。こうした研修を適宜行う。
- ⑤ 道徳教育；地域や家庭と連携し、学校全体が一体となって道徳的实践に努める。

### 3 学習集団育成による、いじめの未然防止や軽減化

- ①人間尊重の教育 よりよい学級作りを共通目標とすることで、自他を認め合い励まし合う。各月10日を含む週を「いじめ0週間」と位置づけ、放送で具体的な「優しさの表れ」を紹介し、認め合いや指針づくりの場とする。
- ②対処能力の育成 生活の場である学級作りに主体的に関わらせることにより、実践から問題解決能力を高める。
- ③自律の促進 遊びのルールや学習規律等、内的枠組み育成を目標とし、規範意識や公共心、実践的態度を育てる。
- ④児童会活動充実 児童会スローガン「優しいパワーを出そう」の具現に向け、具体的な表れを紹介し合う活動を推進し、実践化を図る。

### 4 いじめの早期発見、早期対応

#### (1)明日のために（生徒指導アンケート）

毎月末に生徒指導アンケートを実施し、問題を把握する。担任は事実確認を行い指導、見届けを行う。生徒指導主任は結果を集約し、必要に応じて全職員に紹介する。その後の経過についても報告し確実に見届ける。

#### (2)即日対応

問題には即日対応する。怪我が生じた際には家庭連絡を行う。怪我をさせた場合は、故意か否かを問わず被害者、加害者共に保護者連絡を行う。

#### (3)児童理解

大松タイム（業間）には職員も外に出て子どもと遊ぶ。また、健康観察等でも子どもの様子の把握を心がけ、小さな変化も見逃さないように努める。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が年間30日の欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- ・児童や保護者から、「いじめにより重大事態に至った」と申し立てがあった場合

#### (2) 対処

